



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月8日金曜日 第490号

◇ 目 次 ◇

衛生検査所の登録.....	(医療対策課) ...	108
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	108
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	108
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	109
建築士の免許の取消し.....	(建築住宅課) ...	109
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	109
道路の区域変更(一般国道494号).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	109
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	110
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	110
道路の区域変更(県道立石内子線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	110
特定計量器の定期検査の実施.....	(計量検定所) ...	110

公 告

争議行為の通知の公表(2件).....	(労政雇用課) ...	111
技能検定の合格者.....	(") ...	112

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(選挙管理委員会) ...	118
--------------------------	---------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	119
--------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第155号

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定により、次に掲げる衛生検査所の登録をした。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	登録年月日	名称	所在地	開設者名
西第3号	令和6年2月16日	(株)福山臨床検査センター新居浜駐在所	新居浜市神郷1-3-6	株式会社福山臨床検査センター

○愛媛県告示第156号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

- (2) 2-[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和6年3月9日

○愛媛県告示第157号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する令和5年度の事業計画を、令和6年3月8日次のとおり定めた。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	太山寺地区	令和7年3月31日まで	地籍調査
	菅沢地区及び神次郎地区の一部	"	"
	福見川地区	"	"
	三津浜地区	"	"(概況調査)

宇和島市	下畑地の第14 高串の第13	令和7年3月31日まで	地籍調査
	下畑地の第15 高串の第14	"	"
	住吉町1丁目・住 吉町2丁目	"	"
	大島	令和7年3月31日まで	地籍調査
八幡浜市	江戸岡・松柏地区 の一部	"	"
	産業通・古町二丁 目	"	"
	地大島	"	"
	佐島	"	"
新居浜市	一宮町一丁目、一 宮町二丁目	令和7年3月31日まで	地籍調査
	芋野の一部、成の 一部	"	"
	田所町、繁本町、 宮西町	"	"
	成の一部	"	"
	竹ヶ市の一部、大 野の一部	"	"
	徳常町	"	" (概況調査)
大洲市	菅田第9計画区	令和7年3月31日まで	地籍調査
	宇津第9計画区	"	"
	菅田第10計画区	"	"

9号272の1、9号272の3

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町楠窪2号750の1・丹原町明河9号261・9号272の3 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第159号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消理由
	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
令和6年1月19日	船本忠男	二級建築士	愛媛県知事登録第2373号	死亡による

○愛媛県告示第158号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市丹原町楠窪2号750の1、丹原町明河9号261、9号266、

○愛媛県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月8日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第33号 令和6年2月28日	東温市牛淵字牛頭守644番1	松山市三番町七丁目5番地1 マルヤ不動産株式会社

○愛媛県告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町波草1362番3から 同町波草1359番3まで	旧	メートル 13.2~46.2	キロメートル 0.185	
		上浮穴郡久万高原町波草1362番3から 同町波草1359番3まで	新	23.8~74.8	0.185	

○愛媛県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊方町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年3月8日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 山 満 喜	西宇和郡伊方町中浦甲160番地
"	梶 田 雄 二	西宇和郡伊方町湊浦871番地 1
"	山 口 勇 一 郎	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1747番地 3
"	矢 野 道 政	西宇和郡伊方町大浜361番地 1

"	松 本 安 幸	西宇和郡伊方町二見甲1982番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
"	藤 淵 昭 一	西宇和郡伊方町大江56番地
"	松 本 明 周	西宇和郡伊方町大久1460番地
"	山 下 三 郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	大 岩 康 久	西宇和郡伊方町三崎5680番地 3
"	中 村 亀 三 郎	西宇和郡伊方町三崎1006番地
"	門 田 光 和	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1525番地 5
監 事	中 村 修 二	西宇和郡伊方町大久1472番地 2
"	溜 池 信 次	西宇和郡伊方町三崎1165番地
"	堀 口 幸 作	西宇和郡伊方町中之浜398番地 1

○愛媛県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町平磯388番地先から 同町平磯369番 1 まで	令和6年3月8日
"	"	西宇和郡伊方町平磯369番 1 から 同町平磯362番地先まで	"

○愛媛県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町立石1411番 2 から 同町立石1420番 2 まで	旧	メートル 3.0 ~ 4.0	キロメートル 0.024	
			新	7.5 ~ 8.0	0.024	

○愛媛県告示第165号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、八幡浜市、西宇和郡伊方町、宇和島市、南宇和郡愛南町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、西予市、大洲市及び喜多郡内子町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、令和6年4月1日から12月28日までの間において実施する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対象となる 特定計量器
令和6年10:30 から 4月8日15:00 まで	八幡浜市 宮内公民館	八 幡 浜 市	非自動はかり （計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 9日10:30 から 11:30 まで	J A 西宇和 真穴共選選果場		
" 9日13:00 から 15:00 まで	神山地区公民館		
" 10日10:30 から 15:00 まで	八幡浜みなと みなと交流館		
" 11日10:30 から 15:00 まで	八幡浜みなと みなと交流館	伊 方 町	備考 特定計量器検 定検査規則第 39条第1項第 5号の規定に より、その所 在の場所であ ることを
" 15日11:00 から 14:30 まで	三崎総合体育館		
" 16日11:00 から 14:30 まで	瀬戸町民センター		
" 17日10:30 から 11:30 まで	伊方町町見公民館		

" 17日	13:00 15:00	から まで	伊方町中央公民館	した定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。
5月10日	10:30 14:00	から まで	宇和島市農村生活文化ふれあい交流館	
" 13日	11:00 16:00	から まで	岩松公民館	
" 14日	10:00 12:00	から まで	下灘公民館	
" 14日	14:00 16:00	から まで	宇和島市役所 宇和海支所	
" 15日	10:00 11:00	から まで	定期船待合所 日振島ポケットパーク	
" 15日	13:00 14:00	から まで	J A えひめ南 宇和海第二支所	
" 15日	14:30 15:30	から まで	J A えひめ南 嘉島出張所	
" 16日	10:30 15:00	から まで	吉田公民館	
" 17日	10:30 12:00	から まで	J A えひめ南 玉津支所	
" 17日	13:30 14:30	から まで	J A えひめ南 奥南支所	
" 20日	10:30 16:00	から まで	愛媛県南予地方局	
" 21日	9:00 16:00	から まで	愛媛県南予地方局	
" 22日	9:00 11:30	から まで	愛媛県南予地方局	
6月3日	11:00 13:00	から まで	愛南町役場 内海支所	
" 3日	14:00 16:00	から まで	西海町民会館	
" 4日	9:00 11:30	から まで	愛南町役場 (旧)一本松支所	
" 4日	13:00 16:00	から まで	城辺保健福祉センター	
" 5日	9:00 12:00	から まで	御荘文化センター	
" 10日	11:00 15:00	から まで	松野町コミュニティーセンター	
" 11日	11:00 14:30	から まで	鬼北町役場 日吉支所	
" 12日	10:30 15:00	から まで	中央公民館	
9月2日	10:30 12:00	から まで	西予市高山公民館	
" 2日	13:00 15:00	から まで	西予市依津公民館	
" 3日	10:30 14:30	から まで	西予市狩江公民館	
" 4日	11:00 15:00	から まで	西予市 三瓶支所	
" 5日	11:00 12:00	から まで	西予市 惣川出張所	
" 6日	11:00 14:30	から まで	西予市乙亥会館	
" 9日	10:30 14:30	から まで	西予市 城川支所	
" 10日	10:30 15:00	から まで	西予市役所	
" 11日	10:30 14:00	から まで	西予市役所	
10月1日	10:30 12:00	から まで	八多喜連絡所	
" 1日	13:30 15:00	から まで	上須戒連絡所	
" 2日	10:00 15:00	から まで	長浜体育館	
" 3日	10:00 14:00	から まで	新谷連絡所	
" 4日	11:00 14:00	から まで	河辺基幹集落センター	
" 7日	10:30 12:00	から まで	大洲市役所 肱川支所	

" 22日	10:30 15:00	から まで	大洲市総合福祉センター	内子町
" 23日	10:30 15:00	から まで	大洲市総合福祉センター	
" 15日	10:00 12:00	から まで	J A 愛媛たいき 大瀬支所	
" 15日	13:00 15:00	から まで	内子町林業センター	
" 16日	10:00 15:00	から まで	内子町役場 内子分庁舎	
" 17日	10:00 14:30	から まで	内子町役場	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和6年2月22日あったので公表する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2024年度賃上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2024年3月30日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和6年2月28日あったので公表する。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2024年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2024年3月23日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和6年1月6日から令和6年2月11日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和6年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	B 3

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 10	A甲 11	B 1	D 1	

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

機械検査（機械検査作業）

1級

受 検 番 号
C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13
A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 17	A甲 18	

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 A 甲 9	A 甲 3 A 甲 10	A 甲 4 B 1	A 甲 6 C 1	A 甲 7

シーケンス制御(シーケンス制御作業)

2級

受 検 番 号
C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

自動販売機調整(自動販売機調整作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 13

油圧装置調整(油圧装置調整作業)

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

建設機械整備

特級

受 検 番 号
A 甲 4

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 3	A 甲 3 C 5	A 甲 5	A 甲 7	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 8

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	B 3	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 7

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

1 級

受 検 番 号
C 2

家具製作（家具手加工作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

プラスチック成形

特級

受 検 番 号
A 甲 2

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号
A 甲 1

石材施工（石材加工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 2

パン製造（パン製造作業）

2級

受 検 番 号
A 甲 3

菓子製造（和菓子製造作業）

2級

受 検 番 号
C 1

建築大工（大工工事作業）

1級

受 検 番 号
C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 11	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 24	B 1	B 2	C 1		

配管（建築配管作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 11

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	C 2	C 3	C 8

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 11	A甲 12
A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 18	A甲 19	B 1
B 2					

配管（プラント配管作業）

1級

受検番号
A甲 1

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 6	C 1

2級

受検番号
A甲 1

3級

受検番号	受検番号
A甲 5	A甲 7

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

2級

受検番号
C 1

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13
A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 17	A甲 18	A甲 19
A甲 20	A甲 21	A甲 23	A甲 24	A甲 25	A甲 26
A甲 27	A甲 28	A甲 29	A甲 30	A甲 31	A甲 32
A甲 33	A甲 34	A甲 35	A甲 36	A甲 37	A甲 38
A甲 39	A甲 40	A甲 41	A甲 42	A甲 43	A甲 44
A甲 45	A甲 46	B 1			

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 3	C 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	B 1

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
B 1	C 1	C 2

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	B 1

2級

受検番号
A甲 1

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	A 甲 9	B 1	C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 21	C 6

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1	C 2

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 12	C 3	C 4
C 5	C 6	C 7	C 8	D 1	

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	C 1	C 4	C 5

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
1～3 省略					1～3 省略				
4 老人ホーム					4 老人ホーム				
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日		名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	
福武荘	省略				福武荘	省略			
					熟年コミュニ ティせとうち	有料老人 ホーム	西条市氷見丙444 - 1	平成2年2月 2日	

省略

省略

5・6 省略

5・6 省略

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年3月8日

愛媛県立中央病院長 中西 徳彦

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
感染性廃棄物処理業務委託（処分） 約4,800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	令和6年2月21日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	13,75円 （1リットル）	一般競争入札	令和5年12月26日